

令和 5 年 6 月 14 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K01307

研究課題名（和文）労働法における憲法価値の実現に関する日独比較研究

研究課題名（英文）Comparative Study of Japan and Germany on realization of constitutional values in labor law

研究代表者

倉田 原志（KURATA, Motoyuki）

立命館大学・法学部・教授

研究者番号：10263352

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,700,000円

研究成果の概要（和文）：ドイツの労働法の分野においては、憲法価値の実現のために、連邦労働裁判所と連邦憲法裁判所が大きな役割を果たしており、それらの判断に、一定の歩みよりや基本的な一致がみられ、立法者による法律の規制緩和や法律による内容形成に関する判断においても、立法裁量の統制がなされ、一定の緊張関係はありつつも、共同して人権の実現がめざされているといえることが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、ドイツにおいて憲法（ドイツ基本法）が労働法にどのような影響を与えているかを、いくつかのテーマに即して、憲法学と労働法学の両方およびその相互関係を検討したが、憲法と労働法の両方を対象とし体系化しようとする点で学術的意義があり、また、本研究は、憲法の保障する人権を実現するものとしての労働法を構想するものであり、多くの課題に直面している日本の労働法制のありかた・内容の再検討につながりうるという社会的意義がある。

研究成果の概要（英文）：In the field of labor law in Germany, the Federal Labor court and the Federal constitutional court play an important role in realizing constitutional values. Their judgements are partly quite close or fundamentally same. It has been clear, that in making decisions by legislators on deregulation of laws or content formation by laws, legislative discretion has been controlled, and despite having some tension with each other, their decision overall also has come to meet the realization of human rights.

研究分野：憲法学

キーワード：憲法価値 労働法 規範的効力 ドイツ

## 1. 研究開始当初の背景

立憲主義国においては、憲法が最高法規であり、法律は、憲法に反することができないだけでなく、憲法を具体化する役割を負う。法律が実際にどうなっているかは、憲法がどのように規範的効力を発揮しているかという問題でもある。

日本においても憲法は最高法規ではあるが、憲法の価値がすべての法分野で実現されてきたとはいえ、立憲主義の危機ともいわれる状況がみられる。労働関係においても、労働法の規制緩和が進み、労働者に対する必要な保護が後退しているといえる状況である。

そこで、本研究は、法律のなかで労働法に焦点をあて、労働法に憲法がどのような影響を与えることができるのか、労働法の分野で憲法がどのように具体化されるのか、についてドイツでの議論を素材として検討しようとしたものである。日本でも憲法の規範的効力についての問題は意識されてはきたが、これまでは必ずしも十分には検討されてこなかったといえる。憲法の規範的効力についての研究としては、たとえば、ドイツ憲法判例研究会編による『講座 憲法の規範力』第1巻・第2巻・第4巻・第5巻(信山社、2013~2017年)という本も出版されていたが、労働法制に即しては検討がされていなかった。したがって、本研究は、憲法の保障する人権を実現するものとして労働法を構想し、多くの課題に直面している日本の労働法制のありかた・内容の再検討につながりうる点で、創造性を有する作業となると考えた。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、ドイツにおいて憲法(ドイツ基本法)が労働法にどのような影響を与えているかを、いくつかのテーマに即して明らかにし、日本における議論になんらかの示唆を得ることであった。ドイツの基本法(憲法)は、第2次世界大戦後の憲法である点では日本と同じであるが、労働法においても規制緩和(弾力化)が一定程度みられるものの、社会国家であることを明確にし、基本的にはそれに忠実に労働者の権利を保障してきたと評価しうるドイツの判例・学説を検討の対象として、憲法の労働法に対する規範的効力についての日本とドイツの違いは何か、またそれがどこから生じたのかを明らかにすることを目的とした。

## 3. 研究の方法

本研究では、前述のとおり、ドイツにおいて憲法すなわちドイツ基本法が労働関係や労働法にどのように影響を与えているかを検討することとしたが、具体的には、労働法の基本理念はドイツ基本法のどこに求められるか、基本法の保障する基本権の労働関係における効力、労働法の規制緩和に憲法上の限界があるか、一般化すれば立法裁量のドイツ基本法による統制の状況、連邦憲法裁判所と連邦労働裁判所との関係を検討することとし、その際、憲法学と労働法学の両方およびその相互関係を検討することとした。

(1)平成31年度には、まず、労働法の基本理念は憲法のどこに求められるかについて検討を行うこととした。労働法の基本理念は、日本では伝統的には憲法25条の生存権に求められてきたが、近年では憲法13条に根拠づけられる人間の尊厳理念に求める見解が有力に主張されている。ドイツ基本法には、生存権のような社会権の規定はないので、社会国家原則(20条)あるいは人間の尊厳(1条)が、労働法の基本理念の根拠として考えられる。そのそれぞれが多くの内容を含みうる規定であるので、本研究では、学説の理解を中心として、それらの概要を把握するとともに、連邦憲法裁判所や連邦労働裁判所の判決の中でそれらがどのように把握されているかを明らかにすることとした。次に、基本法の保障する基本権の労働関係における効力について、これまですすめてきた研究を特にEU法を考慮に入れて補足・補充することとした。

(2)令和2年度には、労働法の規制緩和に憲法上の限界があるか、あるとすればそれはどこから導かれ、どのような限界かについて検討することとした。日本でも、労働法の規制緩和がすすめられ、規制緩和については論じられてきたが、その際、立法裁量がどこまで認められるかが問題となる。日本の通説は、国家が基本権の保護の義務を負うとする、ドイツ流の保護義務論には批判的であるが、日本でも有力な見解になりつつあり、ドイツでの立法裁量と保護義務との関係に関する議論を検討することとした。なお、ドイツでは立法裁量については、連邦憲法裁判所の審査の対象外になる領域という意味での立法裁量は認められていないとされているが、経済政策にかかわる場合には、比較的緩やかな審査がなされることが指摘されているので、ドイツにおける労働立法に関する連邦憲法裁判所の判決を具体的に検討して、そういえるのかを検証することとした。

(3)令和3年度には、連邦憲法裁判所と連邦労働裁判所との関係について、連邦憲法裁判所が専門裁判所である連邦労働裁判所の判決に対してどの程度審査できるか、実際にどのような判決をしているのかを検討することとした。日本には憲法裁判所も労働裁判所も存在しないので、相当する議論はなく、ドイツに固有の議論であるが、ドイツの憲法学においても、判例の重

要性が高まっていること、また、近年、連邦憲法裁判所が連邦労働裁判所の判決を取り消すことが増えてきたことからすると、検討が必要な事項であると考えた。

(4)平成31年からのコロナ禍の中で、予定していたドイツ訪問も困難となり、資料の収集も十分には進まなかったため、1年間研究期間を延長し、研究期間を令和4年度までとした。令和4年度には、これまでの研究の進行状況からみて、労働法の基本理念はドイツ基本法のどこに求められるかと、労働法の規制緩和に憲法上の限界があるかということ念頭におきつつ、立法者が基本権を内容形成する場合の立法者の裁量について、どのように裁判所が統制しているかを検討することとした。

#### 4. 研究成果

(1)平成31年度は、労働法の基本理念は憲法のどこに求められるかについての検討と、基本法の保障する基本権の労働関係における効力について、これまですすめてきた研究を特にEU法を考慮に入れて補足・補充することを予定していたが、EU法との関連でも、基本権の私人間での効力についての議論が多くなされている状況にかんがみ、を中心に研究をすすめた。基本権の私法上の効力については、連邦憲法裁判所の判決とヨーロッパ司法裁判所の判決によって新しい刺激が与えられており、特に、ヨーロッパ司法裁判所は、私人に基本権を直接的に適用する傾向があるといえることが確認できた。ただ、ヨーロッパ人権条約の基本的自由については、一般的な私法上の効力は認めず、力をもつ経済団体や労働組合などが関連する個々の事例についてのみ認めており、平等に関しては、EUとして差別禁止法制を展開してきたことによって、労働法は特に相当程度、改造され、また、EU基本権憲章21条の特別の差別禁止について、ヨーロッパ司法裁判所は、直接的第三者効力を認める判決を出し、これらをめぐる学説での議論の状況も把握できた。この議論は進行中であり、引き続き注目していく必要があるといえる。

(2)令和2年度は、労働法の規制緩和に憲法上の限界があるか、あるとすればそれはどこから導かれ、どのような限界かを検討することにしていたので、ドイツにおいて客観的理由のない有期契約の制限が1985年から緩和されてきたことを素材として検討し、「ドイツにおける職業の自由と保護義務・覚書 - 客観的理由のない有期労働契約の制限を中心に - 」立命館法学393・394号(2021年)299 - 313頁という論文を執筆した。連邦憲法裁判所は、有期労働契約の制限について、基本法12条が保障する職業の自由から生じる保護義務を考慮したものであるとし、立法者がこの保護義務を果たす際には、広範な判断の余地・形成の余地が認められるとするが、それについて裁判所は審査できないというわけではなく、どのように審査すべきかについては争われているが、連邦憲法裁判所は、比例原則にもとづく審査で使われる、目的の正当性、適合性・必要性・過大ではないかを審査する枠組みを使い審査していることが確認できた。また、令和3年度の課題である、連邦憲法裁判所と連邦労働裁判所との関係について、2009年以降の両裁判所の判決を検討し、「ドイツにおける連邦憲法裁判所と連邦労働裁判所による基本権の実現 - その協調と不一致 - 」法と政治71巻2号(2020年)317 - 350頁という論文を執筆した。この論文では、連邦労働裁判所と連邦憲法裁判所との関係を明らかにすべく、連邦憲法裁判所と専門裁判所との関係を概観し、連邦憲法裁判所と連邦労働裁判所が共同して基本権保護にあたっているといえるかを検討した。この論文では、連邦憲法裁判所と専門裁判所の関係については、基本権保護の第1次的な任務は専門裁判所がおっており、その際、法律の解釈・適用にあたっては、基本権を基準としなければならない、法律の憲法適合的解釈も求められること、法律自体が違憲であると考えられる場合には、裁判官提起という方法で連邦憲法裁判所に判断を求めることができること、専門裁判所の判決に対しては憲法訴訟が可能であるから、専門裁判所の判決を連邦憲法裁判所が審査する場合もあるが、ただ、連邦憲法裁判所は、超上告審ではないことから、専門裁判所の判決の審査は限定的であり、特に関連する基本権の保護範囲を誤ったときのみ介入できるということが出発点となっていることが、連邦労働裁判所と連邦憲法裁判所との関係でも前提となっていることが確認できた。また、2009年の段階でも、連邦労働裁判所と連邦憲法裁判所は共同の関係にあることが指摘され、それ以降の判決の状況をみても、連邦労働裁判所判決が連邦憲法裁判所によって否定されることはいくつか見られるものの、大きな状況変化が生じているといえる状況ではないが、ここ10年はどちらかという、連邦労働裁判所よりも、連邦憲法裁判所が労働者の権利をより保護する傾向がうかがわれることが明らかにできた。

(3)令和3年度には、連邦憲法裁判所と連邦労働裁判所との関係について、連邦憲法裁判所が専門裁判所である連邦労働裁判所の判決に対してどの程度審査できるか、実際にどのような判決をしているのかを検討することとし、令和2年度に、2009年以降の両裁判所の判決について検討し、論文を執筆したので、令和3年度には、特に、両裁判所の設立にさかのぼって、判決およびその背景となっている理論の異同を検討し、「ドイツにおける連邦労働裁判所と連邦憲法裁判所 - 1954年～1978年の議論を中心に - 」立命館法学399・400号(2022年)292 - 315頁という論文を執筆した。この論文では、連邦労働裁判所が創立されてからの25年間すなわち1978年までの、連邦労働裁判所と連邦憲法裁判所との関係を探るべく、当時の連邦労働裁判所長官ミュラーの論文と、当時の連邦憲法裁判所長官ベンダの論文(講演)を基本として、社会国家原則、基本権の私人間効力に関する相互のやりとりを中心に検討した。この時期にも連邦憲法裁判所が連邦労働裁判所の判断を覆したものは少なく、連邦労働裁判所と連邦憲法裁判所の基本的な一致、社会国家原則と基本権を対立したものととらえる必要はないとする点での一致や、基本権

の私人間効力についても一定の歩み寄りともいえる状況がみられた。

(4) 令和4年度には、労働法の基本理念は憲法のどこに求められるかと労働法の規制緩和に憲法上の限界はあるかを検討することを予定していたが、で問題となる立法者の裁量に関して、基本権の内容形成という側面からの検討を中心とし、団結の自由を素材に「ドイツにおけるストライキの際の派遣労働者による代替労働の禁止 - 団結の自由の内容形成の一断面 - 」立命館法学 405・406号(2023年)178 - 200頁という論文を執筆した。この論文では、ドイツの労働者派遣法の改正によって、派遣労働者をいわゆるスト破りとして使用することが禁止されたことが、使用者の団結の自由を侵害するものとして違憲かどうかという問題を検討した。連邦憲法裁判所の第1法廷第3部会の決定は、この改正規定は、団結の自由を制限するものではなく、内容形成をするものであると位置づけた上で、基本権の制限についての審査と同じ枠組みである比例原則でその合憲性を審査し、合憲であるという判断を示したので、この決定を中心に考察した。これまでは比例原則は、基本権の介入の合憲性を審査する際に用いられるものと一般に考えられてきたことからすれば、内容形成についても比例原則を用いて判断することは注目されるべきことであるといえる。比例原則を用いた判断にあたっては、目的の正当性・手段の適合性・必要性・狭義の比例性と介入の審査の際と同じ枠組みで審査されたが、内容形成については立法者には広範な判断の余地があるとするところからか、この決定は、立法者の事実認識をそのまま認め、必ずしも詳細な検討を加えたとはいえない面がある。しかし、この労働者派遣法の改正は、団結の自由を実現するためのものであるから内容形成にあたるといえ、使用者の争議手段の選択の自由を限定するものではあるが、争議行為の対等性の確保のためのものであると考えられるので、連邦憲法裁判所のこの決定は、妥当なものであると考えられる。また、基本法9条3項の団結の自由は、規範化の必要な基本権として、法律による内容形成が必要であり、この内容形成を、基本権に内在する目的のための規定であると考え、その憲法適合性は、比例原則で審査するという学説も説得力を有すると評価できる。

(5) これらの研究全体を通してみると、ドイツの労働法の分野では、連邦労働裁判所と連邦憲法裁判所の判断に、一定の歩みよりや基本的な一致がみられ、立法者による法律の規制緩和や法律による内容形成に関する判断においても、立法裁量の統制がなされ、一定の緊張関係はありつつも、共同して人権の実現がめざされているといえることが明らかにできたと思われる。この連邦労働裁判所と連邦憲法裁判所の共同が、憲法、特にその保障する基本権が、労働法に関する多くの問題を検討するときの基準とされ、労働法に大きな影響を与えている一つの理由と考えられる。その背景には、人間の尊厳や社会国家原則が定着し、現実に拘束力を発揮していることがあると思われるが、人間の尊厳や社会国家原則については、十分に検討できなかったこともあり、この労働法における憲法の影響力の実質的な根拠についての検討は、今後の課題とさせていただきたい。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 倉田原志	4. 巻 405号・406号
2. 論文標題 ドイツにおけるストライキの際の派遣労働者による代替労働の禁止 - 団結の自由の内容形成の一断面 -	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 立命館法学	6. 最初と最後の頁 178 - 200
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.34382/00018221	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 倉田 原志	4. 巻 399/400
2. 論文標題 ドイツにおける連邦労働裁判所と連邦憲法裁判所 - 1954年～1978年の議論を中心に -	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 立命館法学	6. 最初と最後の頁 292～315
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.34382/00016081	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 倉田原志	4. 巻 71(2)
2. 論文標題 ドイツにおける連邦憲法裁判所と連邦労働裁判所による基本権の実現 - その協調と不一致 -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法と政治	6. 最初と最後の頁 317-350
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 倉田原志	4. 巻 393・394
2. 論文標題 ドイツにおける職業の自由と保護義務・覚書 - 客観的理由のない有期労働契約の制限を中心に -	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 立命館法学	6. 最初と最後の頁 299-313
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.34382/00014243	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------